

あさひかわ消費生活展2023

日時 令和5年9月30日(土) 10:00~15:00
10月1日(日) 10:00~15:00

場所 フィール旭川7階

催し 消費者セミナー 9月30日(土) 10:30~12:30

テーマ「生前整理・遺品整理」 定員40名(参加費 会員/無料 一般/200円)

- ・休日消費生活相談 1日(日)のみ 10:00~15:00
- ・各部パネル展示 ・消費者ひろば作品展示
- ・ワークショップ(ひろば主催) ・フリーマーケット
- ・地産地消販売(旭川産りんご、新米、いもなど)

休日
相談室

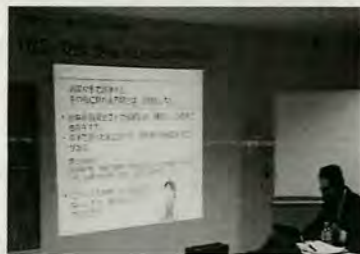
新米

【教育・啓発部】

消費者セミナーの報告

6月9日「食品を安全に食べるために、わたしたちができること」のテーマで、主に食中毒に関する食品全般の扱いを学びました。また、みどりの食料システム戦略では2050年までの目標を掲げ「温室効果ガス」「環境保全」「食品産業」の3つの分野を設定することとしています。食品ロスについては、「誰でも今すぐに取り組める」と提案され、参加者は改めて、日頃の食生活を見直すきっかけになったと思います。

講師は
農林水産省
北海道農政事務所
末永尚士係長



消費者出前講座

下川町へ行って来ました

出前講座の依頼回数が少しずつ増えていきます。6月30日、下川町総合福祉センターハピネスで、前半は悪質商法、通販トラブルに関する講話、後半は相談事例を劇団「風」が寸劇で紹介する内容です。劇団員と一緒に下川消費者協会会長、会員が被害者役を体験する場面もあり友好を深める機会にもなりました。



フリーマーケットの寄付をお願いします。

9月30日、10月1日に開催する消費生活展でフリーマーケットを開催予定しています。衣類や小物類などがございましたらご寄付をお願いします。なお、食器類、子供服、靴はお受けできませんので、よろしくお願いいたします。お問い合わせは事務局 26-2514 まで。



一般社団法人
旭川消費者協会

旭川市1条通8丁目フィール旭川7階 Tel/Fax 0166-26-2514
ホームページ http://www.16.plala.or.jp/asahikawa-shokyo/

あさひかわ消費者だより

農村婦人大学 IN と初の交流会

旭川近郊の農業従事者と農業に興味のある女性会員で組織される「農村婦人大学 IN」と「旭川消費者協会」との交流会が6月15日に開かれました。

この日は消費者協会がどのような活動をしているか知りたいと9人の会員が来協、協会からは、宮嶋顧問、渡邊会長、岩館副会長、近藤良子食の安全活動部部長、近藤雅子環境活動部副部長が参加しました。協会の活動内容の説明を受けた後は、農薬や地産地消、農家の担い手問題などに話題が広がりました。農村婦人大学の会員からは、「協会の活動や消費者が農産物についてどのような考えを持っているかを知るきっかけとなった」などの声が上がっていました。

コロナ禍により生産者の生の声を聞く機会がなかったこともあり、今回の交流会はそれぞれの立場や問題点を考える良い機会となりました。



灯油・ガソリン・LPガス 価格調査

7月3日協会調べ

	平均価格	最高値	最安値	前月比	前年7月平均
灯油 1ℓ (37店)	113.61円	121円	108円	0.45円	120.29円
ガソリン 1ℓ (14店)	172.57円	175円	162円	5.86円	171.20円
LPガス 5㎡ (23店)	6,779円	8,800円	4,942円	-51.00円	6,728円

賛助会員の紹介

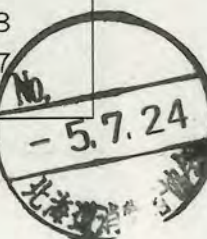
月刊誌

ブリック旭川

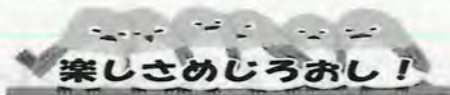
旭川市9条通9丁目 安田ビル3F
TEL.0166-25-5616 FAX.0166-23-6500

株式会社 上田運輸
Ueda Transportation
一般貨物運送事業・砂利砕石販売業・一般土木事業

〒079-8414 旭川市永山4条2丁目 70-13
電話 (0166)47-2838 FAX (0166)47-1227



【市民との交流部】



お申込み、問い合わせはいずれも事務局まで

日時：毎月第1・第3水曜日 10:00~12:00 場所：フィール旭川7F 会議室

8月16日(水)

5月17日に作成したビーズを施した『ブローチが大好評！

生活展・ワークショップで復活！

○準備をしますので

お手伝いして頂ける方は

ご連絡ください。

※お盆中なのでひろばは

お休みいたします

環境活動部

食品ロス対策

旭川市は、「旭川市食品ロス削減推進計画」を策定し、4つの基本方針と、食品ロス発生量の削減など3項目の数値目標を掲げた、令和5年度～令和14年度(10年間)の実施計画が、環境活動部会議のなかで旭川市環境部から説明され、引き続き連携を図りながら取り組むことを確認致しました。

本格的な夏シーズンを迎えイベントなども多くなりますが、私たちの取り組みが食品ロス削減につながるように頑張ってください。

また、会議では、春の山菜で欠かせないウドを調理してみると、たいへんおいしく食べることができたので、是非とも皆さんにお伝えしたいという声がありました。会員の皆さまからもこのよう発見などあれば、環境活動部までお寄せ下さい。

めざせ！
食品ロス
ゼロ



9月6-20日(水)

『ワイシャツをリホーム
インナーブラウスに！』

タンスに眠っているワイシャツをリメイク。インナーとして、おしゃれを楽しんでみませんか

会費 会員：100円

一般：200円

持ち物：裁縫道具、裁ちばさみ、

チャコペン

ワイシャツ(長そで)

縫い糸(ワイシャツに合った色)

※用意できない方は

ご相談ください



駅前広場で街頭啓発

5月23日、コロナ禍により中止を余儀なくされていた街頭啓発が4年ぶりに開催出来ました。

5月の消費者月間に合わせて行われた啓発には会員と旭川市職員12名が参加。旭川駅前ひろばと旭川市平和通買物公園で「消費者被害防止」の啓発チラシ500枚を道行く市民に配布し「特殊詐欺に注意をしてください」と呼びかけていました。



「地区部会」

日時 7月11日(火) 10:00~

場所 7階会議室

当番 東旭川・豊岡・東光

【消費生活相談部】

悪質商法の手口を知ろう！

～消費者トラブルを防ぐために～架空請求の巻

10年以上前から横行している「架空請求^{注1}ハガキ」ですが、ここ数年はスマホや携帯電話の電子メールやショートメッセージによるフィッシング^{注2}が主流になっていました。今年に入り、全国でハガキによる架空請求の相談が寄せられるようになり、6月には旭川市でも「不審な葉書が届いた」との情報が寄せられました。

今月は、最新の「架空請求ハガキ」の手口と注意点をご紹介します。

【事例】

『消費者生活支援センター』と名乗る公的機関のような名称のところに「消費者紛争確認通知」と書かれた葉書が届いた。『あなたの約束不履行に訴状が申請されたことを通知する。正当性の確認をするため連絡をしてほしい。放置した場合は差し押さえをされる事例がある。』という内容が書かれている。全く身に覚えがない。対処法を知りたい。(70代男性)



消費者庁イラスト集より

注1 架空請求…なんらかの名簿を入手した悪質業者が、アットランダムに根拠のない請求ハガキや電子メール等を送り、電話をかけてきた消費者に対し、利用した覚えのない料金や様々な名目の金銭を支払わせる手口。

注2 フィッシング…通販サイト、クレジットカード会社、配送業者、携帯電話会社などの実在する組織をかたり、パスワードやアカウントID、クレジットカード番号等の情報を詐取する手口。

【相談部からのアドバイス】

- ・絶対に、ハガキやメール等に記載されている電話番号に連絡しないでください
- ・業者に連絡すると、「訴訟取り下げ料が必要」などと言って金銭の支払を要求されてしまいます
- ・連絡することで、さらに個人情報をとられてしまう可能性があります
- ・裁判に関する通知がハガキ(普通郵便)で届くことはありません
- ・根拠のない悪質な取り立ての場合は、警察に届けておきましょう
- ・架空請求かどうか、判断に迷う時や不安な時は、消費生活センターに相談しましょう

困ったときは、旭川市消費生活センター ☎22-8228へ